

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

### ◎受給資格者

手当を受けることができる方は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父若しくは母、または代わりにその児童を養育している方（養育者）です。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき一定額以上の所得があるとき等、手当が支給されませんので詳しくはお問い合わせください。

### ◎手当を受けるための手続き

福祉課へ次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

① 請求者と対象児童の戸籍の謄本

## 特別児童扶養手当支給額

児童1人あたりの月額

1級（重度障害児）	2級（中程度障害児）
50,750円	33,800円

- ② 世帯全員の住民票の写し
  - ③ 障害認定診断書（用紙は福祉課にあります。）
  - ④ その他必要な書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

## お忘れなく 現況届の提出

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

### 提出期間

児童扶養手当

8月1日（火）から

8月31日（木）まで

特別児童扶養手当

8月11日（金）から

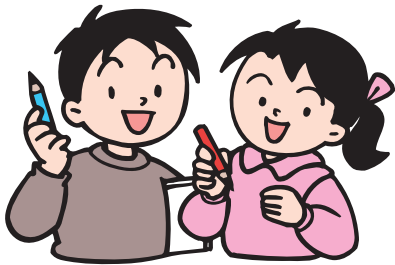
9月11日（月）まで

### ※問い合わせ

横芝行政センター内

福祉課福祉班

☎ 82-1114



## ひとり親家庭等 医療費等助成

町では、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成をしています。（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者等）

詳しくは、福祉課福祉班（☎82-1114）へお問い合わせください。

なお、一定の所得制限があります。

### 役場に 総合案内窓口を設置しました

役場に来庁された方へ庁舎案内などをおこなう「総合案内窓口」を、役場本庁舎ロビーに設置しました。お気軽にご利用ください。

## ひとり親家庭等に 対し減免します

町では、ひとり親家庭等の支援施策として、海洋センタープール個人使用料及びテニスコート個人使用料の一部を減免することとしました。減免を受けるには、あらかじめ手続きが必要となります。

### 対象者

母子家庭の母及びその児童等

父子家庭の父及びその児童等

（児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）

### 減免額

通常料金の1/2

### 申請方法

印鑑と保険証ご持参の上、福祉課福祉班で申請

### ※問い合わせ

福祉課福祉班 ☎82-1114